

昭和二十一年八月十日

昭和二十一年八月十日

中 告 者	入籍番号	氏 名
本籍地		
現住所		
所属部隊	此方より三日座船部	せりふに付取用部より三便丸

備考

一 本調査は死没者の身上関係一切を処理するもの
 であるから慎重に且詳細に記入して下さい
 二 他人から聞いた事柄は事柄の真の旨を
 給自に記入して下さい

署名

中 告 者 印

中 告 者 印



本籍地

現住

所屬部隊地島 丁丁三郎隊 支那政府 船中 船中 三原 德丸 船中 成也

八國年 昭和十八年九月

官等級 上等 永年 在等月日

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月 任世保覽

昭和十八年五月

光緒二十二年五月十日

光緒二十二年五月十日

本籍地

現住所

所屬師隊

官等級

軍屬

姓名

[Redacted]

八等書院

備考

一、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

二、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

三、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

四、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

五、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

六、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

七、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

八、本籍地：八等書院，現住所：八等書院，所屬師隊：八等書院，官等級：八等書院，軍屬：八等書院。

長崎縣

1219

軍人現況不明者調書曰

新刊
古今事類
卷八

工兵長

留子操金君

家族を承知してゐる情況

本人の
最後の通牒

内記云、聲、軍、同。
曰、揚、所、聲、也。
又、作、通、聲、也。

現存
住籍
外，地

同左

情南

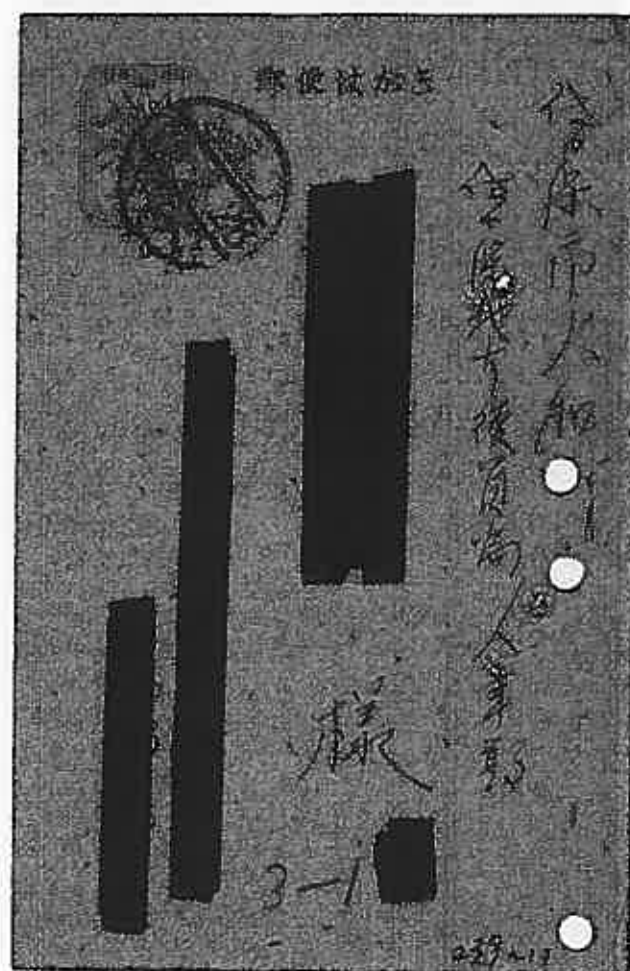
邵平氏

名
八
新
書
號

昭和十九年八月十三日 陸軍部
同日 平野比治(？) 豊岡九段 陸軍部
浅香 同年九月十三日 土師三郎 陸軍部
バシー 海峡の中間に於て 遺棄

別紙付
係

乙卯年八月廿八日



平成五年五月六日

佐世保地方援員局御中

本日佐世保人第百一號 三三 洋に付て

沙明合裁をせしむ

昭和五年五月二十三日より援員部にて

上段の如き援員ありの旨に委員の議を

し、此の旨を沙明に致し、ありき

何日頃迄の間に沙明に出来きと事わ

す、なら平成五年五月頃にはと申、され

次第のちに沙明に致し、と事わ

次第のちに沙明に致し、と事わ

長崎縣

No.

作世保優員局に私のお伺ひを
お尋ね致し、その旨を仰り、
此の度の法照會と致すに改め、
何卒一日九早に法照會に出席の方
御難知、又、手様、私のおもひ願ひ
致し、
意、名古屋信員局に戦没者調査を
おし、有り、
別紙調査同封致し、
手、

20642

49805

本籍地

現任所

所屬部隊

入國年月日

官等級

内地渡海

戰地到着年月日

勤務概要

元、後、者、謝、書

右同

部隊

役種 水兵

入國年月日

昭和十九年四月廿七日 吳出港

昭和十九年五月一日

防空隊砲員

第九十四防空隊

一番砲二子戦死

昭和十九年九月十四日ミダナ才島バタ

右申告

具新

本籍地	現任所	右同	官軍級	海軍二等兵曹
氏名	所屬部隊	部隊	入籍番号	

備考

- 一 本調書ハ部隊長ハ殘存取扱等兵地方復興員司令部長花通報ハ責任者於テ知得タルト認ルモノニ付記載ス
- 二 吳鎮在籍時務官ニ進出官下士官兵ニ付記載ス
- 三 因在籍時人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス
- 四 知得タル範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス
- 五 他人ノ聞テテ知得タル事項ハ各當該機関手方ヲ記載ス

海軍津市上流町
津地方復興員人事部長

72

現報證明書

查某處（作廢料見習三）

一戰死

一查獲於月日 昭示九年四月十一日入隊

一查獲於月日 昭示九年四月十一日入隊

（通鑑）查獲於月日 昭示九年四月十一日入隊

一戰死於月日 昭示九年四月十一日入隊

戰死於月日 昭示九年四月十一日入隊

戰死於月日 昭示九年四月十一日入隊

戰死於月日 昭示九年四月十一日入隊

戰死於月日 昭示九年四月十一日入隊

戰死於月日 昭示九年四月十一日入隊

昭和十九年九月十四日

又令 [redacted] 及び [redacted] の状況調査の爲に紙洋見致し、

昭和十九年九月十四日午前十一時

一場所

ベリントン、野島、ミナト、イ島、ヤンボア、

一各所の所長部隊名

三三持別據地隊 三三警備隊司令部 阿特設馳騁艇八代九

一戦況の状況

九月十四日、イ方面より船固護送し、ヤンボアへ港当時ヤンボアに
に碇泊中、十四日敵艦に会ひ、艇内航走し、敵艦同着は十三耗
敵艦員は中板で脱戦、敵艦直合隊を全量（五名）戦死し、

[redacted] 及び [redacted] (十三耗) を一連の戦つた、後部は鉄甲弾（三十五耗）の重通
を各りた足首に二十五耗破裂弾を受け即死

一遺骸処理の状況

35
10
10
10

敵機退避後（四時後）先鋒機付随する自衛隊病院に送り戦死者
ハバルクナヘ名義登録より千五百米位離れた椰子林に火葬す。
艦は同日直ちに西シムルン方面修理場へ廻航したため遺骨は整備隊
にて保存。

（サンゴアン島に上陸した後アンリ軍上陸より一週間前）に遺骨は内地に
向け送りれるはずす。

一戦死者を知りし場所を記す。

一 三十三号機隊長 [黒] 大佐 [黒] 其の後戦死

二 砲塔艇ハバルク隊長 [黒] 大尉 [黒] 其の後戦死

三 砲塔艇ハバルク隊長 [黒] 大尉 [黒] 其の後戦死

四 砲塔艇ハバルク隊長 [黒] 大尉 [黒] 其の後戦死

住所 [黒]

一 昇航海士

以上の方々を主に戦死者の状況を知つて居られます。

3.

河原大蔵の降
改められた。又、大蔵改められた。
お是以下四巻で（すう）は自分も

大抵自分を知り居る所、右に記し、その事をする。

此道族橋に、誠は、心気、あいたん、各長は、戦死し、ぬる事、は、は、つ、

り、この事を、あ、つ、つ、

あ、つ、つ、一、流、に、同、名、の、調、査、を、し、い、り、進、行、す、た、は、戦、死、し、て、戦、に

有、難、事、と、な、り、し、た

青、解、り、ま、ね、る、所、を、あ、つ、つ、い、ま、り、あ、つ、つ、に、あ、つ、つ、と、い、

最、後、の、折、り、あ、つ、つ、に、あ、つ、つ、と、い、

才二復員課長殿

二十二年七月二十四日

36-19

取認證明書

佐世保海軍運輸部所屬

一 徵用年月日 昭和十九年八月一日 佐世保海軍運輸部所屬

一 内地運送云々 昭和十九年八月一日 佐世保海軍運輸部所屬

一 戦死年月日 昭和十九年九月五日 佐世保海軍運輸部所屬

右取認係候也 佐世保海軍運輸部

横濱

昭和十九年九月

佐世保

134

卷之三 序

107

[illegible]

海味

- 59

卷之四

[illegible]